

令和4年度第3回百貨店最低賃金専門部会（議事要旨）

1 日 時 令和4年10月11日（火） 10時00分～10時50分

2 場 所 山口地方合同庁舎2号館2階会議室

3 出席者 公益代表委員 3名
労働者代表委員 3名
使用者代表委員 3名

4 議 題

- (1) 金額審議について
- (2) その他

5 議事要旨

- (1) 使用者側から、労使を代表して以下のとおり説明がなされた。
 - ・労使協議の結果、特定最低賃金の維持を図るためには、使用者側が主張する引上げ額31円が有意な額であるとの共通認識を持つに至った。
 - ・特定最低賃金制度維持に最低限度必要な地域別最低賃金の引上げ額31円と、昨年度の地域別最低賃金との差の縮小を復元する観点からのプラス1円を合わせた「引上げ額32円、時間額907円」で労使双方の意見が一致した。
- (2) 部会長が公労使の委員に意向を確認したところ「引上げ額32円、時間額907円」、「効力発生日、令和4年12月15日」で全会一致し、審議会令第6条第5項の規定に基づき答申が行われた。
- (3) 労働協約の関係と特定最低賃金の優位性の考え方について審議会で一致しない面があった。また、使用者側委員から最低賃金制度について制度疲労や機能不全に陥っている状況であり、意義・あり方について全国規模での議論を行い、労使ともに納得する制度改正運用を図っていくことが喫緊の課題であるとの見解が示された。

(4) 事務局から、今後の審議等の日程について説明を行った。

注) 百貨店最低賃金専門部会の正式名称は「山口地方最低賃金審議会 山口県百貨店、総合スーパー最低賃金専門部会」である。